

国別障害関連情報 マレーシア

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

マレーシア

目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度	6
2-2. 障害関連法律の詳細	8
2-3. CRPD 批准による対応状況	11
2-4. 障害関連施策の状況	11
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況	17
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	18
3. 障害関連団体の活動概況	21
3-1. 障害当事者団体の活動概要	21
3-2. 障害者支援団体の活動概要	22
4. 参考資料	23

図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（登録者）（2017）	4
図 2 障害者の年齢別割合（新規登録者）（2014）	4
図 3 障害の性別割合（新規登録者）（2014）	5
図 4 居住地域別の障害者割合（登録者）（2018）	5
表 1 マレーシアの障害関連担当機関	6

略語表

ABC	Accessible Books Consortium	アクセシブル書籍連合体
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MCO	Movement Control Order	活動制限令
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金世界保健機関
WHO	World Health Organization	国際保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	11,415 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.86 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.2 %	2019 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.76 %	2016 年

人口

総人口	31,949,780 人	2019 年
男性人口比率	51.4 %	
女性人口比率	48.6 %	
都市人口比率	77 %	
農村人口比率	23 %	
平均余命（全体）	76 歳	2018 年
男性	74 歳	
女性	78 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	3 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	5 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	規定なし ³	
成人識字率（全体）	95 %	2018 年
男性	96 %	
女性	94 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08）に基づく。

² マレーシアの教育制度は、初等教育（6 年間）、中等教育（5 年間：前期 3 年、後期 2 年）、大学予備教育（2 年間）、大学（3 年間）。6 歳から就学する。

³ 義務教育に関する法令上の規定はないが、公立学校に通う場合中等教育まで無償。

就学率		
初等教育（総就学率）		2017年
全体	105 %	
男子	105 %	
女子	106 %	
中等教育（総就学率）		
全体	82 %	2018年
男子	81 %	2019年
女子	87 %	2019年
高等教育（総就学率）		
全体	45 %	2018年
男子	38 %	2019年
女子	49 %	2019年

雇用

失業率（全体） ⁴	3.4 %	2020年
男性	3.1 %	
女性	3.8 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

マレーシアでは2008年の障害者法（Persons with Disabilities Act⁵）で障害及び障害者についての定義が定められている。障害については前文で、「障害は発展する概念であり、障害者と、障害者が障害のない者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる態度及び環境による障壁との間の相互作用である」、障害者については第2条内で、「障害者には、長期的な身体的・精神的・知的・感覚的な機能障害（impairments）のある人が含まれ、さまざまな障壁との間の相互作用により、社会への完全かつ効果的な参加が妨げられている可能性がある」と定義されている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

マレーシアでは1960年の国勢調査法（Census Act、1969年改訂）に基づき10年ごとに国勢調査（Population and Housing Census）が実施されてきた⁶。

⁴ 世界銀行オープン・データ・イニシアティブ

⁵ <http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20685.pdf>（参照 2021-01-08）

⁶ 1970年、1980年、1991年、2000年、2010年、2020年に実施。最新の2020年国勢調査は2020年から2021年2月にかけて実施されるため、2021年1月時点では結果を入手することができなかった。

マレーシア統計局によると⁷、2000年（第4回）と2010年（第5回）の国勢調査では、各世帯の障害者の有無⁸と障害種別を確認しているが、障害に対するスティグマ、調査員の経験不足、回答率の低さ、障害に関するデータ収集の一貫性のなさ⁹等により、データの精確さには課題があったと認識されている。2020年（第6回）実施の国勢調査の質問票は、より障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットに近い構成¹⁰となっていることが確認されており、また特別支援教育を受けているかも質問項目に追加されている。

また、社会福祉局は障害者登録を所管しており、登録者数や機能障害種別の内訳などは毎年公表されている。その他の障害者に関する統計としては、保健省が実施する調査があり、1996年に視覚障害、2005年に聴覚障害、2006年に身体障害のある人数の割合（prevalence rate）が、2015年には国民健康・罹患率調査（National Health & Morbidity Survey: NHMS）のなかに、ワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用されている¹¹。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	488,948 人	全人口の 1.5 %	2018 年
男性	172,203 人	男性人口の 1.0 %	
女性	316,745 人	女性人口の 2.0 %	

⁷ Department of Statistics, Malaysia (2016) *Approaches Used to Measure Disability through Censuses*, presented in the United Nations Regional Meeting on Disability Measurement and Statistics in support of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the 2020 World Population and Housing Census Programme, Bangkok, Thailand 26-28 July 2016, <https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/meetings/2016/bangkok--disability-measurement-and-statistics/Session-6/Malaysia.pdf>, (参照 2021-01-13)

⁸ 2000年国勢調査の質問文は”Is any member of this household handicapped?”であったが、2010年国勢調査では”Do you experience any form of disabilities?”と変化している。

⁹ 2000年国勢調査では、障害種別として、Sight, Hearing, Speech, Limbs, Mental, Others が挙げられていたが、2010年国勢調査では Sight, Hearing, Speech, Physical, Slow Learner, Mental という構成になっている。

¹⁰ 質問文は”What is the level of difficulty?”となり、選択肢も Seeing even using glasses, Hearing even using hearing aids, Walking or climbing stairs, Remembering or concentrating, Self-help such as cleaning and dressing, Communicating using materials という構成になった。

¹¹ Ministry of Health, Malaysia (2014) *Global Disability Plan of Action*, presented in BAKTI-MIND Conference on August 23rd, 2014. <https://mind.org.my/wp-content/uploads/2017/09/P2-World-Health-Organisation-Disability-Action-Plan-by-Ministry-of-Health-Malaysia-Dr.-Faridah.pdf>. (参照 2021-01-18)

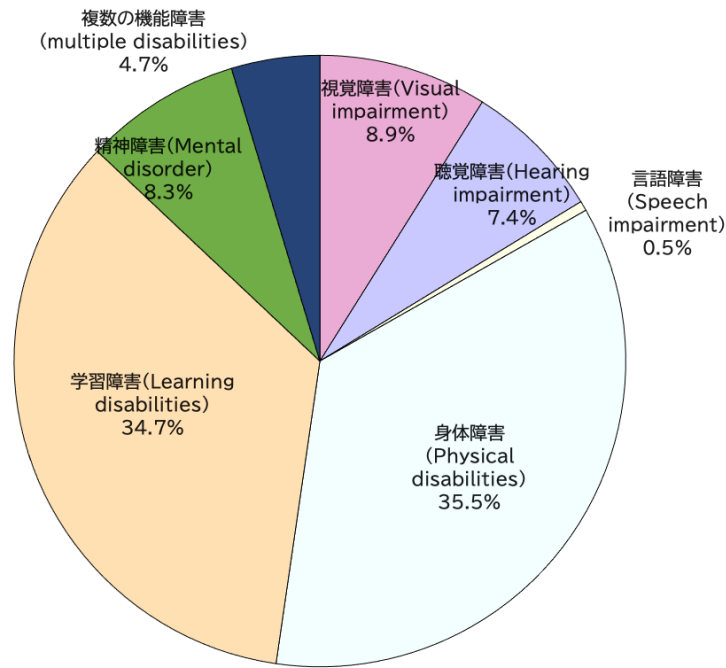


図1 機能障害別の障害者数割合（登録者）（2017）

出所：Department of Social Welfare, Malaysia (2018) *Laporan Tahunan Majlis Kebangsaan Bagi Orang Kurang Upaya (MKBOKU) Tahun 2018* (Annual Report of the National Council for People with Disabilities Year 2018) を基に調査チームが作成

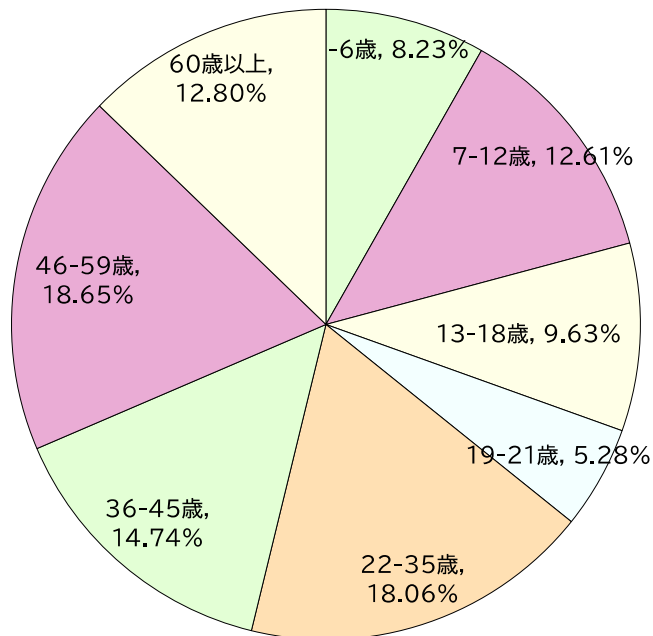


図2 障害者の年齢別割合（新規登録者）（2014）

出所：Department of Statistics, Malaysia (2016) *Approaches Used to Measure Disability through Censuses* を基に調査チームが作成

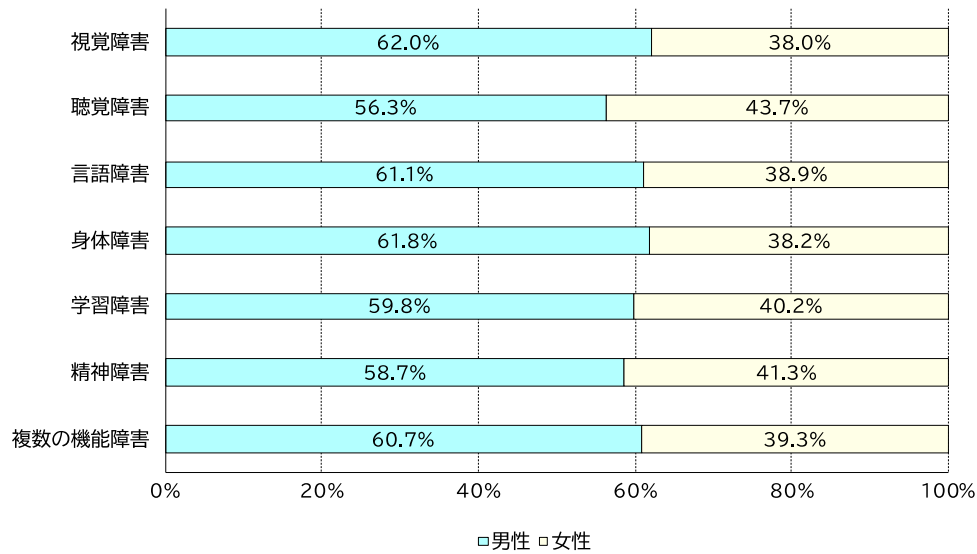


図3 障害の性別割合（新規登録者）（2014）

出所：Ibid (2016)を基に調査チームが作成

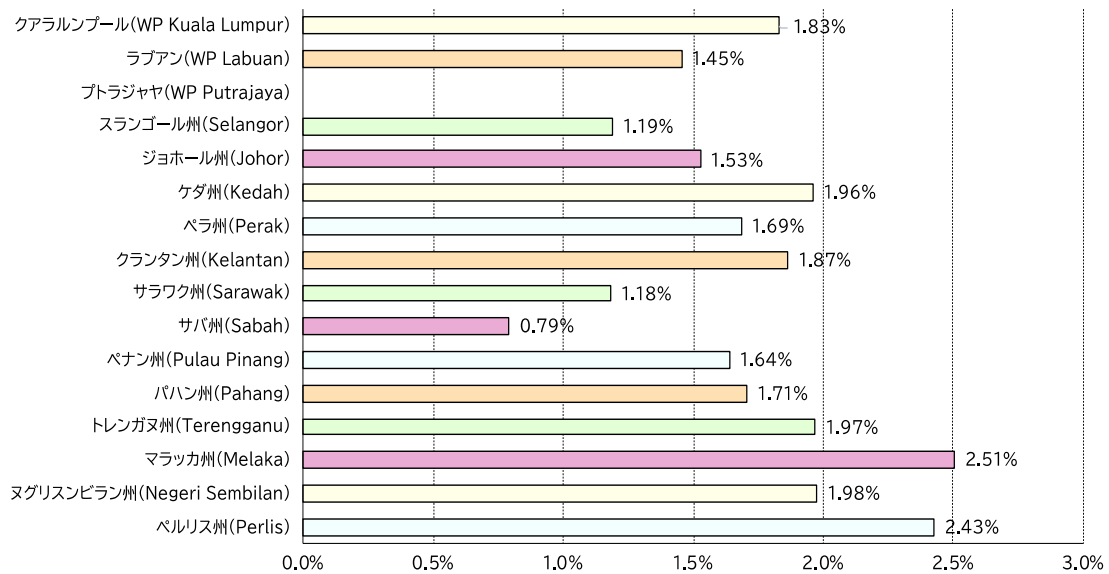


図4 居住地域別の障害者割合（登録者）（2018）¹²

出所：Jabatan Kebajikan Masyarakat (2018) *Laporan Tahunan Majlis Kebangsaan Bagi Orang Kurang Upaya (MKBOKU) Tahun 2018* 及び The Star (2019) “Malaysia’s population increased to 32.66m in Q1”, a news article on the website, published on 15 May 2019¹³を基に調査チームが作成

¹² マレーシアはクアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤの連邦直轄領と 13 の州 (State) に分かれる。プトラジャヤに関しては、出所にデータの記載がなかったため、障害者の割合を計算できなかった。

¹³ <https://www.thestar.com.my/business/business-news/2019/05/15/malysias-population-increased-to-32pt29m-in-q1/#:~:text=KUALA%20LUMPUR%3A%20Malaysia's%20total%20population,females%20by%20107%20to%20100.> (参照 2021-01-13)

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

2008年障害者法の制定により、国家障害者審議会が設立され、少なくとも年3回会合を開くこととされている。本審議会の議長は女性・家族・地域開発省大臣が務め、事務局は同省社会福祉局が担当しており、障害者に関わる政策及び行動計画について中心的な役割を果たすことが期待されている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表1 マレーシアの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	女性・家族・地域開発省：社会福祉局 (Department of Social Welfare) *政府を代表する調整機関	2008年障害者法の監督官庁で国家障害者審議会の議長を務めている。障害者開発局 (Department of Development of PWDs) は社会福祉局の下部に位置づけられ、障害者の登録、就労支援、リハビリテーションを含む福祉サービスの管理、また行政職員に対する障害研修やアクセシビリティチェックも実施している。
2	保健省	0歳から6歳までの子どもたちの障害の早期発見のために、保健所、コミュニティ・クリニック、移動医療チームなど3,072施設 (2014年7月時点 ¹⁴) で成長と発達の評価を実施
3	教育省：特別教育局 (Department of Special Education)	教育に関する組織、運営、開発等を統括する機関。1996年教育法に基づき、特別支援学校もしくは通常小学校・中等学校で特別支援教育を提供するよう規定し、社会的支援を必要とする子どもたちに三つのプログラム (特別支援学校、特別支援教育統合プログラム、インクルーシブ教育プログラム) を通じて教育機会や施設を提供している。
4	人的資源省：労働局 (Department of Labour)	障害者を含む民間部門の雇用を管轄。同省に設置されている「人的資源開発基金」に加盟している企業に関しては、社員教育の一環としてジョブコーチ導入にかかる経費に対し同基金より支弁している。
5	運輸省	マレーシアにおけるアクセシブルな公共交通の推進に向けた取り組みを継続的に推進

出所：JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』を基に調査チームが情報を更新

¹⁴ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014) *Reporting to UN on Current Status of PWD towards an Inclusive Malaysian Society Post UNCRPD Ratification*, presented in BAKTI-MIND Conference on August 23rd, 2014. <https://mind.org.my/wp-content/uploads/2017/09/P1-Reporting-to-UN-on-Current-Status-of-PWD-towards-an-Inclusive-Malaysian-Society-Post-UNCRPD-Ratification-YBhg.-Datuk-Harjeet.pdf> (参照 2021-01-20)

国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家障害者審議会 (National Council for People with Disabilities)
委員会メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長：女性・家族・コミュニティ開発省大臣 ・ 副議長：労働・社会福祉省事務次官 ・ メンバー： 司法長官、財務省事務次官、運輸省事務次官、人的資源省事務次官、教育省部長、保健省部長、商業車両免許登録局 (Commercial Vehicle Licensing Board) 局長、議長が任命する障害者問題の専門家 (9名以下) ・ 事務局長：社会福祉局総局長
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年障害者法に基づき2008年8月14日に設置され、少なくとも年3回会合を開催することとされている。 ・ 審議会の役割は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者に関する国家政策及び行動計画の実施状況の監視 2) 障害者の支援、ケア、保護、リハビリテーション、発展、福祉に関する事項を含む障害者のあらゆる側面についての政府への提言 3) 関係省庁、政府機関／団体／組織、民間部門 (以下、「関係者」) との間の調整とモニタリング 4) 障害者の完全かつ効果的な参加を実現するために設計された政策／プログラム／活動の影響 (impact) のモニタリング・評価、及び必要とされる取り決めの締結 5) 関係者が実施する活動のレビュー 6) アクセシビリティの向上など、障害者の社会への完全かつ効果的な参加を確保するための、政府に対する既存の法律改正についての勧告と新たな法律の提案 7) 障害者に対する肯定的な認識を高め、障害者の権利と尊厳を尊重するための、家族を含めた社会全体の意識啓発を目的としたプログラムや戦略の策定 8) 障害者の技能・長所・能力、及び職場や労働市場への貢献に対する認識を促進するための効果的かつ適切な措置の採用 9) 幼児を含む、すべてのレベルの教育制度における障害者の権利を尊重する態度の醸成 10) 国際レベルでの動向を含めた障害者問題についての政府への助言 11) 障害者に関するデータや情報の収集・照合及び研究の実施・促進 12) ハビリテーション／リハビリテーションのサービスを提供する専門家やスタッフのための初任者研修や現職研修の促進 13) 労働市場における障害者の雇用機会とキャリアアップ (career advancement) の促進、及び非障害者と対等な立場で求職・就職できるような支援 14) 障害者法の適切な実施のために大臣が指示したその他の役割 ・ 審議会が上記の役割を果たすため社会福祉局が支援を行う。 ・ 審議会を支援するために六つの委員会 (交通、質の高い生活のためのケア (quality life care)、障害者登録、ユニバーサルデザインと環境整備、雇用、教育) が置かれている。

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
社会福祉局の州・郡事務所	各事務所には地域に根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」）担当者及び障害者就労担当者が配置されている。

2-2. 障害関連法律の詳細

マレーシア国政府は2008年4月8日に国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に署名し、2010年7月19日に批准している。CRPD署名以降、批准に向けて2007年12月18日に障害者法を議会承認し、2008年1月24日より公布している。2008年障害者法はマレーシアで初めての障害者に関する包括的な法律であり、同時に障害者政策と障害者計画も議決されている。

法律名	障害者法（Persons with Disabilities Act）
施行年	2008年
概要	マレーシアで初めての障害者福祉に関する包括的な法律。当初の草案においては「障害」について世界保健機関の国際障害分類（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps : ICIDH）の定義を用い、生活機能の障害（社会的不利）を身体機能の障害に帰結させていたが、制定法では個人の状況と社会との障壁によって構築される参加の疎外であると定義されている。当初は認定を受けられず、各種の障害者支援サービスが受けられなかった精神障害者についても障害者として認定することが明記され、またマレーシア手話がマレーシア国における共通手話として正式に認定された。さらに基本姿勢として合理的配慮やユニバーサル・デザインの考え方が示されるなど、権利指向の法律として障害に関する国の基本的姿勢を示している ¹⁵ 。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	精神保健法（Mental Health Act）
施行年	2010年
概要	2001年に制定されたものの、2010年6月15日から施行開始。精神障害者のケア、治療、監護、リハビリテーション、任意入院、措置入院等に関して規定したもの。また、政府の精神科病院、私立精神科病院、精神科ホームの設置に関する規定が設けられている。

¹⁵ JICA（2009）『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』

その他にも障害者規則として以下が定められている¹⁶。

- 2013年 教育規則（特別支援教育）
- 2008年 公共サービス3カ年通達（政府・公的機関が障害者に1%の雇用機会を提供）
- 2006年 マレーシア規格（公衆便所の設計）
- 2003年 マレーシア規格（障害者の戸外でのアクセス確保に関する細則）
- 2002年 マレーシア規格（障害者の公共施設へのアクセス確保に関する細則）
- 2001年 民間企業における障害者雇用に関する指針
- 1997年 特殊教育規則
- 1992年 所得税規則（訓練に対する控除）
- 1990年 マレーシア規格（障害者の避難手段の確保に関する細則）
- 1984年 統一建築物細則（すべての新築公共建築物のバリアフリー化）

障害者政策

マレーシアにおける主要な障害者政策は以下のとおりである。

政策名	障害者のための行動計画（Malaysian Plan of Action for People with Disabilities 2016-2022）
施行年	2016年
概要	インチョン戦略をマレーシアの文脈に位置づけ、2022年までの7年間で実施される戦略・目的に関連する点のみに絞り込んだもの。中核戦略として、障害者の（1）アクセシビリティ改善、（2）経済力向上、（3）教育へのアクセス改善、（4）健康管理へのアクセス改善、（5）社会サービス改善、（6）計画及び意思決定への参加拡大、（7）防災・減災へのアクセス改善（upgrade）、（8）研究開発、（9）権利擁護、（10）CRPD実施、が掲げられている。

政策名	障害者の保健医療のための行動計画（Health Care of Persons with Disabilities Plan of Action 2011-2020 ¹⁷ ）
施行年	2011年
概要	第一次行動計画（1996～2010）を引き継ぎ、「障害者に平等な保健医療を」というビジョンのもと、平等なヘルスケアの機会の提供、個人・家族・コミュニティの自助（self care）のためのエンパワメントと支援サービスの開発を目的として実施されている。戦略として（1）障害者政策・課題のアドボカシー、（2）施設・サービスへのアクセシビリティ向上、（3）関係者のエンパワメント、（4）セクター間協働の強化、（5）適切で優秀な労働力の確保、（6）研究開発の強化、（7）障害種別に対応する保健プログラムの開発、が挙げられている。

¹⁶ Lim Tee, Teng (2013) 『マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究』

¹⁷ Ministry of Health, Malaysia, *op.cit.*

政策名	マレーシア教育計画 (Malaysia Education Blueprint 2013-2025)
施行年	2011 年
概要	<p>既存の教育システムを国際的な教育水準への変革することを目的とし、教育制度のビジョンとその目標の達成に向けて実施すべき 11 の変革 (shift) を提案している。</p> <p>2025 年までにインクルーシブ教育プログラムに特別なニーズのある学生の 75%の就学率を達成することを目標とし、そのために (1) 柔軟で適切なカリキュラムの導入、(2) 特別教育ニーズのある児童・生徒を指導するために必要な知識・技能・技術の習得、(3) 資金や学校施設・設備など適切なリソースの提供、(4) 国民意識・関与の醸成が必要としている。</p>

政策名	障害者政策と国家行動計画 (Persons with Disabilities Policy and National Plan of Action) ¹⁸
施行年	2007 年
概要	<p>障害者政策は障害者法と時を同じくして 2007 年 12 月に制定された。障害者の権利、機会の均等、そして社会参加の保障を通して障害者の自立支援を目的としており、15 の課題分野に対しその戦略を提示している。ここでは法律では明記されなかった「差別 (Discrimination) の撤廃」という文言が政策目標として掲げられている。課題分野には、アクセシビリティや住宅といったハード面での社会インフラ設備の整備に関するものを始め、教育や職業といった障害者の社会への主流化に関するもの、研究開発のような障害者固有の問題に対するアプローチや、女性や子どもへの支援に関して言及されるなど、社会のあらゆる側面から障害者の社会統合の促進を目指す姿勢が示されている。</p> <p>障害者計画は上記政策の 15 の課題分野の下に提示された全 28 の戦略それぞれに関し、全 82 のプログラム及び活動を定めたもの。各プログラムは実施期間が定められているが、具体的な数値目標は示されていない。担当する実施機関はプログラム単位ではなく 28 の戦略単位で定められている。</p>

¹⁸ JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』

政策名	公共建築物への障害者対応アクセスガイドライン (Guidelines Requirements for Access into Public Buildings for Disabled Persons)
施行年	1999 年
概要	1999 年にバリアフリーに関連する法令を実施するうえで設計者、建設業者、行政及びその他の関係者に参照されるべく住宅地方政府省によって作成されたもの。建物の種別に 応じて必要な整備対応を整理した表、設計上推奨される留意点についての図が記載されているほか、既存の建物の対応、及び維持管理に関する考え方も示されている ¹⁹ 。

2-3. CRPD 批准による対応状況

マレーシア国政府は 2008 年 4 月 8 日に CRPD に署名し、2010 年 7 月 19 日に批准しているが、選択議定書には署名していない²⁰。CRPD の対応状況に関する政府報告書の提出期限は 2012 年 8 月 19 日であったが、2021 年 1 月時点では提出されていない。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

2008 年障害者法第 35 条において、障害者の保健サービスへのアクセスを保障し、そのための適切な措置を講じることが規定されている。また、第 36 条第 1 項では提供される基本的な保健サービスとして、機能障害の再発防止、予防接種、栄養、環境保護・保全 (environmental protection and preservation)、遺伝カウンセリング、及び機能障害の早期発見、特定 (arrest) 及びリハビリテーションのための適時介入が挙げられている。

また第 33 条では障害者のリハビリテーションについて次のように規定している。

- 1) 国家障害者審議会、民間の医療サービス提供者及び非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) は、障害者が最大限の自立、完全な身体的・精神的・社会的及び職業的能力を獲得・維持し、生活のあらゆる面において完全な包摂 (inclusion) と参加を可能にするために、効果的かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2) 上記の目的のために、関係者は特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、可能な限り早期に、多職種による個別のニーズ及び長所のアセスメントに基づく、包括的なハビリテーション／リハビリテーションサービスを組織、強化、拡大しなければならない。
- 3) 関係者は、障害者のために設計された支援機器・技術の利用可能性、知識及び利用を促進しなければならない。
- 4) 関係者は、地域社会への積極的な参加を通じて、障害者の早期介入、リハビリテーシ

¹⁹ JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』

²⁰ 第 15 条 (拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由) 及び第 18 条 (移動の自由及び国籍についての権利) を留保しており、また、第 3 条 b 項及び e 項、第 5 条第 2 項 (平等と非差別の原則)、第 30 条 (文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加) についても解釈宣言を行っている。

ョン及び訓練を地域社会で提供するための CBR を推進し、強化するための適切な措置を講じなければならない。

さらに、第 34 条では障害者の地域社会からの孤立や隔離を防止するため適切な措置を講じるべきことを規定している。

国連児童基金（United Nations Children’s Fund。以下、「UNICEF」）Malaysia（2017）²¹によれば、医療従事者からの障害に関する適切な情報提供がないことで、多くの保護者が不満を抱える傾向にあるとのことである。また、公的な診療所や総合病院での診断の際に、医療従事者が用いた不適切な言葉（「異常（abnormal）」や「知恵遅れ（retarded）」など）や共感のなさに傷つき、費用が高い民間の診療所を選択する保護者が増えていることも指摘されている²²。さらに、公的な医療機関の専門的なケアの欠如、理学療法や作業療法部門を通じて提供される支援機器の不足、長い待ち時間に比べて短い診察時間、訓練を受けた専門療法士の少なさと都市部に偏った配置、サービスと福祉手当や受給資格との調整不足、診療所や病院におけるバリアフリー化の遅れなども課題として挙げられている²³。

② 教育

マレーシア連邦憲法第 12 条は、国民の教育を受ける権利の平等を保障している。また、2008 年障害者法は第 28 条で、政府に障害のある児童・生徒の教育（就学前から職業訓練・生涯教育まで）への平等なアクセス（第 1 項）と、そのための合理的配慮の提供を保障すること（第 2 項）を求めている。また、障害者・障害児が生活技能及び社会的発達技能を習得できるような適切な手順・措置として以下の具体例を挙げている。

- ・ 点字、代替文字（alternative script）、補助的及び代替的（augmentative and alternative）なコミュニケーションの形態・手段・様式並びに定位・移動のための技能の習得、障害者相互による支援及び助言を促進する。
- ・ マレーシア手話の学習を促進し、ろう者コミュニティの言語学的アイデンティティを高める。
- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者（特に子どもたち）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーション手段により、学問的・社会的発達を最大限に引き出す環境で行われることを保障する。

2013 年教育規則では以下の特別支援教育プログラムを導入している²⁴。

- ・ 特別支援学校：視覚・聴覚に障害のある児童・生徒のための学校。初等・中等教育レベルの知的障害のある（intellectually challenged）児童・生徒にも拡大（2014 年 1 月時

²¹ UNICEF Malaysia (2017) *Childhood Disability in Malaysia A Study of Knowledge, Attitudes and Practices*

²² 同上

²³ 同上

²⁴ UNICEF Malaysia (2017) によれば、障害のある子どもが他の子どもと一緒に学校に通うべきかどうかについての認識は、障害種別によって決まる部分があり、視覚や聴覚に障害のある子どもたちは、それらの障害に対応する特別支援学校が存在することで、より大きな教育の機会を得る傾向にある。

点で 2,239 名)

- ・ 特別支援教育統合プログラム：普通校に特別支援学級を設置（同 54,366 名）
- ・ インクルーシブ教育プログラム：十分な認知能力をもつ児童・生徒は通常学級に参加

2013 年教育規則は、「教育可能 (educable)」で「援助なしで自己管理ができる (to manage themselves without help)」児童・生徒に制限していた 1997 年特別支援教育規則を廃止した。他方で、児童・生徒の適性を判断するために、3 カ月以内の観察期間が設けられ、同期間終了後に、校長、州教育担当者、社会福祉局担当者からなる委員会 (panel) に報告書を提出・検討を受けることとされているが、保護者や医療関係者が含まれていないことが課題であるとの指摘²⁵もある。また、重要業績評価指標 (Key Performance Indicator: KPI) に基づく評価システムが障害のある子どもたちを学校に受け入れることを妨げているとの指摘²⁶もなされている。

マレーシア国政府は特別教育統合プログラム (Special Education Integration Program: SEIP) 導入校を増やしているが、大半が都市部や都市近郊に位置しているため、農村部の保護者は、社会福祉局が所管する CBR センターに通わせているという現状もある²⁷。

2011 年には、小学校に障害のある児童・生徒のための代替カリキュラムが導入され、自己管理に関する科目 (操作技能 (manipulative skills) を含む)、基礎的な読み書き (英語とマレーシア語)、計算スキル、美術・音楽、イスラム教育・道徳、体育などが含まれている。

社会福祉省に障害者登録され、在学している児童・生徒には、2009 年から毎月 150 リンギット (およそ 3,830 円²⁸) の手当が支給されている。同手当は、交通費などの必要経費の支援による障害のある児童・生徒の就学促進を目的とするもので、教育省通達に基づき、半年に 1 回、学校が管理する児童・生徒口座に振り込まれる。保護者は同口座より、2 カ月おきに 300 リンギット (およそ 7,660 円) を上限に引き出し可能である。

高等教育機関には 2013 年に 1,572 名 (男性 681 名、女性 891 名) が在籍し、297 名が卒業 (男性 131 名、女性 166 名) した²⁹。

③ ジェンダーと障害

2008 年障害者法にはジェンダーと障害についての規定はないものの、家庭内暴力の問題については、女性・家族・地域開発省が 1994 年の家庭内暴力法 (Domestic Violence Act) (2017 年改定) に基づく事例の管理や被害者の保護を行っている。また、女兒の保護については、2017 年児童に対する性犯罪法 (Sexual Offences Against Children Act) で児童に対する特定の性犯罪とその処罰について追加の規定をしている。

²⁵ Human Rights Commission of Malaysia (2015) *The Right to Education for Children with Learning Disabilities -Focusing on Primary Education*

²⁶ UNICEF Malaysia (2017), *op.cit.*

²⁷ Human Rights Commission of Malaysia, *op.cit.*

²⁸ 1 リンギット=25.5634 円 (JICA2021 年 1 月統制レート) による。

²⁹ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014), *op.cit.*

北京行動綱領の実施状況レビュー (Beijing+25)³⁰では、シングルマザー、主婦、貧困層の女性、地方・遠隔地に居住する女性についての言及はあるものの、障害のある女性のための措置についての特段の言及はなされていない。

④ 訓練・雇用、就労支援

2008年障害者法の第29条には障害者の雇用について次のように規定している。

- 1) 障害者は、非障害者と対等な雇用される権利をもつ。
- 2) 使用者は、障害者の権利を保護するために、非障害者と同様に雇用機会の均等、同価値の業務に対する同一報酬、安全で健康的な労働条件、嫌がらせからの保護及び苦情の処理など、公正かつ有利な労働条件を守らなくてはならない。
- 3) 使用者は、その社会的責務を果たすに当たり、障害者の能力を適正に評価し、適切な雇用の場を提供し、適切な雇用管理を行うことにより、障害者の安定した雇用の促進に努めなければならない。
- 4) 国家障害者審議会は、民間企業における障害者の雇用の促進を図るため、積極的是正措置を含む適切な施策を策定しなければならない。
- 5) 国家障害者審議会は、障害者の労働市場での訓練の機会を提供するとともに、自営業、起業、協同組合の設立、在宅勤務の機会を提供しなければならない。
- 6) 本条における「使用者」には政府を含む。

障害者の雇用促進のため、マレーシア国政府は、公的機関における障害者雇用機会1%政策、ジョブコーチサービス³¹、障害者職業紹介制度 (SPOKU)³²を実施している。また、事業主が障害者の雇用を促進するよう、障害者に支払った報酬の二重控除 (double tax deduction)、障害者を支援する設備 (職場の改造 (alteration)・改修を含む) への支出に対する減税措置、雇用前の障害者に対する研修経費の二重控除などの制度を設けている³³。

工業訓練・リハビリテーションセンター (PLPP)³⁴では、身体障害者 (14~40歳) を対象に、職業/非職業訓練・リハビリテーションを実施しており、1999年から2013年までの累計で1,527名が利用している。

社会福祉局は、CBRプログラムに参加する障害者、福祉施設の入所者、起業助成金制度³⁵の利用者によって生産された製品をProWellブランドに認定し、製品開発、職業訓練、設備・原材料の提供、パッケージ化、ブランディング、市場確保まで幅広く支援を行うことで、障

³⁰ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2019) *Beijing Declaration and Platform for Action Malaysia Progress Report 2014-2019*. <https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/64/national-reviews/malaysia.pdf?la=en&vs=5202> (参照 2021-01-26)

³¹ 社会福祉局が実施し、主な活動はジョブコーチ助成制度の運用・実施と人材育成。

³² Skim Penggajian Orang Kurang Upaya (Disability Employment Scheme)

³³ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014), *op.cit.*

³⁴ Pusat Latihan Perindustrian dan Pemulihan OKU (Industrial Training and Rehabilitation Center for the Disabled)

³⁵ 起業や小規模事業に携わる可能性のある対象者を支援し、生活水準の向上を図ることを目的に一人当たり最大2,700リンギット (およそ6万9,020円) が支給される。2013年支給実績は900名。

害者の技能や才能を活かし、持続可能な経済的エンパワメントの機会を提供している。また、障害者の就労促進のため、毎月 450 リンギット（およそ 11,503 円）を支給している。

UNICEF Malaysia (2017)³⁶によれば、障害のある若者たちは、社会に貢献し、経済的に安定し、自立するための手段として、雇用に大きな価値を置いているが、教育を修了してから就職するまでの間に行き詰まることが多い。その理由として、特別支援学校や CBR センターでの教育を修了後に、追加的な訓練や技能強化を提供する確立された道筋がないことが指摘されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

社会福祉はマレーシア連邦憲法に記載されており、州政府と連邦政府の共同責任で実施される。女性・家族・地域開発省の傘下にある社会福祉局が低所得世帯、高齢者、障害者に対する財政支援を実施しており、受給の要件として、マレーシアの市民で、国内に居住していること、世帯収入が貧困ライン以下であること等が挙げられている。

社会福祉局が管轄する障害者登録制度が 1992 年から実施されており、登録者には障害者カード (Kad OKU) が発行される。同カードの取得が、福祉支援サービスの受給条件となっている³⁷。2008 年障害者法の制定まで、障害者年金のような経済的支援はなく、貧困障害者に対しては貧困対策制度から生活扶助が支給されていた。現在は以下のような障害者を対象とした支援制度がある³⁸。

- ・ 未就労障害者への経済保障：毎月 300 リンギット（およそ 7,670 円）（同 3 万 7,545 名）
- ・ 就労している障害者への奨励金：毎月 450 リンギット（およそ 1 万 1,503 円）（2013 年実績 6 万 5,372 名³⁹）
- ・ 寝たきり障害者・慢性疾患者の介護者への負担軽減：毎月 500 リンギット（およそ 12,782 円）（同 2 万 8,417 名）
- ・ 義肢装具・支援機器の購入補助：実費（同 2,905 名）

2008 年障害者法の第 38 条第 1 項で「政府は、重度障害者がより質の高い生活を送れるよう、両親または保護者の死亡後の保障も含め、必要とされる生涯にわたる保護及び社会的支援体制を整備する」と規定するとともに、第 2 項以下で重度障害者を支援する NGO に対し、申請に基づく優遇措置を設けている。

³⁶ UNICEF Malaysia (2017), *op.cit.*

³⁷ 同上。障害者の登録制度のプロセスは複雑であり、時間を要することが多い。

³⁸ 2021 年予算年度から支給額が引き上げられた。2020 年度まではそれぞれ 250 リンギット（およそ 6,391 円）、400 リンギット（1 万 225 円）、350 リンギット（8,947 円）であった。<https://www.pmo.gov.my/2020/12/jkm-monthly-allowance-to-be-increased-to-rm1000-as-soon-as-possible-pm-muhyiddin/>（参照 2021-01-26）

³⁹ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014), *op.cit.*

そのほかにも、高等教育機関で勉強している障害のある学生の親に対する税控除、所得税の控除、障害者用の乗り物に対する物品税の控除、道路税（自動車税）の免除、公共交通機関（バス、鉄道、航空）の割引など多岐にわたる支援制度がある⁴⁰。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

2008年障害者法の第26条には公共の施設、設備、サービス、建物へのアクセスについて次のように規定されている。

- 1) 障害者の安全を脅かす恐れがない限りにおいて、障害者は、非障害者と平等に公共の施設、設備、サービス、建物を利用する権利を有する。
- 2) 上記の目的のため、政府及び提供者は、障害者のアクセス・利用を容易にするため、こうした公共の施設、設備、サービス、建物がユニバーサル・デザインに適合するよう、適切な配慮を行い、必要な措置を講じなければならない。

また、続く第27条では公共交通機関へのアクセスについても同様に規定している。

運輸省はマレーシアにおけるアクセシブルな公共交通の推進に向けた取り組みを継続的に推進しており、「バス事業者のためのバスのユニバーサルデザインに関するガイドライン」の作成や、障害者の戸別送迎サービス、公共バスへのアクセシビリティ向上のためのバス調達及び停留所の改修、障害者のための鉄道サービスの利便性の向上のための新車両の導入及び駅の整備などを進めている⁴¹。

UNICEF Malaysia (2017)⁴²によれば、公共の施設への物理的なアクセスは容易ではなく、エレベーター、スロープ、バリアフリーなトイレの整備が遅れていることは、大きな障壁となっている。加えて、公共交通機関への物理的なアクセスはしばしば困難であり、保護者はバスやタクシーの運転手からの差別にも直面しているという。

・防災

2008年障害者法の第5章は「危機 (risk) と人道的緊急事態」と題されており、第40条第1項で「障害者は、武力紛争や自然災害の発生を含む危機と人道的緊急事態の状況下において、非障害者と対等に支援を受ける権利・認識 (recognition) を有する」、第2項で「政府はその実現のために法律・行政制度により必要な措置を講じなければならない」と規定している。

⁴⁰ 詳細は Lim Tee, Teng (2013) 『マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究』 pp.39-46 を参照されたい。

⁴¹ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014), *op.cit.*

⁴² UNICEF Malaysia (2017), *op.cit.*

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等）

<p>日本政府⁴³</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズ2）（2012～2015） ・ 障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（2009～2012） ・ 障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト（2005～2008） <p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LEP2.0 障害者を対象とした就労移行支援システムの構築（国別研修）（2017～2019 年度） ・ 社会福祉（障害者支援）（青年研修）（2008 年度、2010 年度、2012 年度） ・ CBR ワーカー支援プログラム（国別研修）（2002 年度、2006～2007 年度） <p>【有償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシア日本国際工科院整備事業⁴⁴（2011） <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南アジアにおける車いす製造技術移転および車いすスポーツ普及講習（2000～2003 年度）
--------------------------	--

<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】</p> <p><u>UNICEF⁴⁵</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Disability equality training（2017） ・ Childhood Disability in Malaysia: A Study of Knowledge Attitude and Practices（2017） <p><u>国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジョホール州における障害者雇用促進プロジェクト（2008～2010） <p>【国際 NGO】</p> <p><u>Leonard Cheshire Disability Malaysia⁴⁶</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Young Voices <p><u>L'OCCITANE Malaysia⁴⁷</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Improving Access to Good Quality Eye-care（2017～2019）
-------------	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

CBR は社会福祉局と世界保健機関の協力により 1984 年に導入（1995 年に実施要領を作成）され、障害者及び家族、地域社会の協力のもと、適切な保健・教育・職業訓練・社会サービスとともに実施されている。CBR センターは、全国に 508（2014 年 7 月時点）設置されており、（1）早期発見・介入、（2）障害者の登録、（3）リハビリテーション、（4）情

⁴³ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

⁴⁴ 事業事前評価表（https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_MXXI-1_1_s.pdf）によれば、マレーシア政府の障害者政策及び障害者計画（2007 年 11 月策定）に基づき、新設校舎には障害者に配慮した設計が施された。

⁴⁵ UNICEF Annual Report 2017, https://www.unicef.org/about/annualreport/files/Malaysia_2017_COAR.pdf（参照 2021-01-26）

⁴⁶ http://www.sabahcheshirehome.org/prog_youngvoices.html（参照 2021-01-26）

⁴⁷ <https://foundation.loccitane.com/actions/caring-for-sight/improving-access-to-eye-care-in-malaysia>（参照 2021-01-26）

報提供、(5) 権利擁護、(6) 理学療法 (therapy)、(7) 言語・社会発達、(8) 基本的な生活技能、(9) 読み書き計算 (3R)、(10) レクリエーション療法、(11) 障害者の就労に向けての職業訓練、及び(12) 自立トレーニング、といった多岐にわたるサービスが提供されている⁴⁸。通常、社会福祉局が地域に CBR センターを設立し、住民が CBR 委員会を形成、社会福祉局が職員の雇用を支援し、障害者の登録や障害児への教育提供をはじめ多岐にわたるサービスを提供している。社会福祉局以外に保健省も独自に CBR を実施している。

UNICEF Malaysia (2017)⁴⁹によれば、CBR センターは、とりわけ障害、居住地及び／または社会経済的地位のために、サービスにアクセスすることが難しい、または不可能であると感じている子どもたちに重要な空間を提供している。他方で、必要とされる支援が提供されていないため、農村部においては、コミュニティレベルであっても、サービスにアクセスするための交通手段や費用が大きな障壁となっている。受入側の CBR センターの職員は、研修機会が不足しており、また離職率も高いことから、人材と提供されるサービスの質に悪影響を与えている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

マレーシア国政府はマラケシュ条約に署名していない。アクセシブル書籍連合体 (Accessible Books Consortium : ABC) によるアクセス可能な形式で書籍を交換するグローバルブックサービス (Global Book Service) にはペナン州の視覚障害者支援団体 St. Nicholas' Home が加盟している。

2008 年障害者法の第 30 条には次のように規定されている。

- 1) 障害者は、非障害者と対等に情報、通信、技術を利用する権利を有する。
- 2) 政府及び情報、通信、技術の提供者は、障害者がアクセスできるよう、障害種別に対応したアクセシブルな形式と技術により、適時 (timely) かつ追加費用なしに提供しなければならない。
- 3) 政府と民間部門は、公的なやりとり (official transactions) において、マレーシア手話、点字、補助的及び代替的なコミュニケーション、及びその他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段・形態・様式の使用を受け入れ、促進しなければならない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

在マレーシア日本大使館⁵⁰によれば、マレーシアでは 2021 年 1 月 7 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 12 万 5,438 名であり、うち 10 万 578 名 (全感染者数の 80.2%) が退

⁴⁸ Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014), *op.cit.*

⁴⁹ 同上

⁵⁰ https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_20032020B.html (参照 2021-01-18)

院、513名（同0.41%）が死亡している。2020年3月18日から2021年3月31日までマレーシア全土に活動制限令（Movement Control Order。以下、「MCO」）等が発令されている。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施したものの、回答期限内に障害当事者団体、障害者支援団体からは回答が得られなかった。そのため、オンライン文献調査から得た情報を基に、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

マレーシア政府は2020年6月に国家経済回復計画（National Economic Recovery Plan : PENJANA）を発表した。これは雇用の継続・拡大、デジタル技術の導入、中・小規模企業の保護等をねらうもので、障害者や母子家庭などの脆弱者層に対する手当の支給が含まれる⁵¹。

Ruh Global Impact がマレーシアの視覚障害者に行ったインタビュー⁵²によれば、MCO実施中にマレーシア国政府より400リンギット（およそ1万225円）が支給された。また、Bernama.comの記事⁵³によれば、安全保障担当上級大臣が「B40グループ（低所得層）や障害者は、保健省に申請すればマレーシア国政府が定める隔離費用が免除または減額される」と発言した。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

保健省はオンライン診察システム（Virtual Health Advisory）や病院のオンライン予約を導入し、医療機関における感染の抑制に取り組んでいる⁵⁴。前述の経済回復計画の取り組みの一環として、障害者を含むB40グループを対象として健康診断、医療機器の供与、がん治療優遇措置、通院手当が提供されている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

MCOにより2020年3月より全国で学校が閉鎖され、この間家庭学習が励行された。2020年7月に学校は再開されたが、感染者数の増加を受けて11月より再度閉鎖された。2021年1月20日より再開が予定であるが、1月13日の時点で延長が検討されている⁵⁵。地元メディアは、学校の閉鎖が長期化することで、家庭内で保護者が特別な教育的ニーズのある子どもを適切に指導できず、ドロップアウトの増加が懸念されていることを伝えている⁵⁶。

⁵¹ 障害者カードの保持者190,000人を対象とする。https://penjana.treasury.gov.my/index-en.html（参照2021-01-26）

⁵² An article on the website titled “Impact of COVID-19 on Persons with disabilities in ASEAN countries”, published on August 13, 2020, https://www.ruhglobal.com/impact-of-covid-19-on-persons-with-disabilities-in-asean-countries/（参照2021-01-26）

⁵³ An article on the website titled “B40, OKU can apply for quarantine fee exemption, reduction”, published on October 22, 2020, https://www.bernama.com/en/general/news_covid-19.php?id=1892849（参照2021-01-26）

⁵⁴ https://www.nst.com.my/opinion/columnists/2020/11/645592/reigniting-malaysias-healthcare-telemedicine 及び http://outbreaknewstoday.com/malaysia-covid-19-cases-top-3000-online-appointment-system-47855/（参照2021-01-26）

⁵⁵ https://www.channelnewsasia.com/news/asia/in-focus-malaysia-covid-19-school-closure-2020-parents-students-13740364（参照2021-01-26）

⁵⁶ https://www.malaysianow.com/news/2020/11/12/how-covid-19-has-disrupted-the-routine-of-special-needs-students/及び https://www.thestar.com.my/news/education/2020/06/28/dont-leave-special-students-behind（参照2021-01-26）

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者への移動に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

人的資源省 (Human Resources Ministry) は 2020 年 3 月から 11 月にかけて実施された MCO の影響により約 10 万人が職を失ったと発表している⁵⁷。

Ruh Global Impact がマレーシアの視覚障害者に行ったインタビュー⁵⁸によれば、マレーシア国政府の実施した活動制限令により、マッサージ師として働いたり、音楽を演奏したりして生計を立てている多くの障害者が影響を受けた。6 月から MCO は緩和されたものの、収入はコロナ禍前には戻っていない。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

マレーシア聴覚障害者連盟とマレーシア視覚障害者全国協議会による女性・家族開発省への要望の結果として、テレビにおける新型コロナウイルス関連の政府発表にマレー手話通訳が挿入されることとなった⁵⁹。

⁵⁷ <https://www.thestar.com.my/news/nation/2020/12/09/nearly-100000-malaysians-have-lost-jobs-since-start-of-mco-says-hr-ministry> (参照 2021-01-26)

⁵⁸ An article on the website titled “B40, OKU can apply for quarantine fee exemption, reduction”, published on October 22, 2020, https://www.bernama.com/en/general/news_covid-19.php?id=1892849 (参照 2021-01-26)

⁵⁹ <https://www.ifes.org/news/advocacy-success-disability-inclusive-responses-covid-19-southeast-asia> (参照 2021-01-26)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

マレーシアのDPOで最初に設立されたのは1964年のマレーシア視覚障害者協会(Society of the Blind in Malaysia : SBM)である。その後、1976年に肢体不自由者協会(Orthopedically Handicapped)、1977年にマレーシア華人障害者協会(Society of Chinese Disabled Persons, Malaysia)、1987年にクアラ・ Lumpur聴覚障害者協会(Kuala Lumpur Society of the Deaf : KLSD)、1988年ペナン障害者協会(Society of the Disabled Persons Penang)が続々と設立された。1985年にDPOの活動は一層強化され、障害者の全国団体であるマレーシア障害者連盟(Malaysian Confederation of the Disabled : MCD)が形成された⁶⁰。

団体名	概要
マレーシア障害者連盟 (MCD) https://www.facebook.com/MalaysianCDisabled/	1985年に設立された障害者の全国団体。
マレーシア視覚障害者全国協議会 (National Council for the Blind Malaysia: NCBM) http://ncbm.org.my/index/	1986年に設立された視覚障害者団体の全国的な調整機関。視覚障害者がその居住地にかかわらず、教育、リハビリテーション、雇用サービスを受ける機会を平等に享受できるよう支援している。
マレーシア聴覚障害者連盟 (Malaysian Federation of the Deaf) https://www.mymfdeaf.org/	聴覚障害者自助団体の全国的な調整機関。マレーシアの聴覚障害者に関わる問題について政府や関連機関への働きかけを行う。
United Voice https://www.unitedvoice.com.my/	1995年設立。2005年に正式に団体登録をして、マレーシア初の知的障害者が運営する団体となった。長年にわたり、学習障害者の地域社会の一員として働く権利、社会性を持つ権利、貢献する権利、そして個人として尊重される権利について意識啓発活動を行っている。
バリアフリー環境・アクセシブル交通グループ (Barrier-Free Environmental And Accessible Transport Group : BEAT) ⁶¹	当初18団体で始まった、バリアフリー化を求める運動を行うために集まるネットワーク組織(車いす利用者、聴覚障害者、視覚障害者、知的障害等)。1994年の運動以来、関係機関からアクセシビリティのチェックや障害者対応の研修の実施等について声がかかるようになり、バリアフリーに関する問題について責任を持つ立場になった。政府機関や企業、NGOから依頼を受け障害平等研修を実施する。

⁶⁰ Lim Tee, Teng (2013) 『マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究』

⁶¹ JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>マレーシアリハビリテーション協議会 (Malaysian Council for Rehabilitation: MCR) http://mcrmalaysia.org/</p>	<p>1973年に当時の福祉サービス省により設立された障害者支援団体とDPOの調整団体で、26団体が加盟している。国際的には、リハビリテーション・インターナショナル、アジア太平洋障害者フォーラム、国際アビリンピック連盟、VSA (Very Special Arts)、国際社会福祉協議会に加盟している。障害者の「完全な参加と平等な機会」をビジョンとして掲げ、活動を実施している。</p>
<p>マレーシア視覚障害者のための協会 (Malaysian Association for the Blind: MAB) https://mab.org.my/maborg/default.html</p>	<p>1951年に社会福祉局により設立された、視覚障害者にサービス提供を行うマレーシア有数のボランティア団体。点字図書館、「話す」(talking book) 図書館、点字出版ユニット、情報技術センター、リソースセンター、販売・生産ユニットなども運営しているほか、1986年に設立した眼科病院を通じて失明予防プログラムを実施している。</p>
<p>Harapan OKU https://www.facebook.com/Harapan-OKU-2055684768084561/</p>	<p>2018年に設立されたマレーシアの障害者の権利擁護のためのグループ。2008年障害者法を単に行政的なものではなく、より広範な権限を持つ障害者差別禁止法に改正し、実施委員会と裁判所の設置により、国家による適切な履行を監視することを掲げている。</p>
<p>BAKTI-MIND (Malaysian Information Network on Disabilities) https://mind.org.my/</p>	<p>マレーシアの指導者の妻たちの総力を結集して、困っている人たちを支援するために団体 BAKTI により 2004年10月に開始されたプロジェクト。BAKTIの目的に沿って、障害者が、マレーシア国民として有用な生活を送るのに役立つ情報を提供している。</p>
<p>GENIUS Kurnia (旧 PERMARA Kurnia) https://iautism.my/</p>	<p>自閉症の子ども(2~6歳)とその保護者のための早期介入センター。質の高い早期介入と教育を提供し、通常学校に入学できるような準備を提供しているほか、教員や療法士への研修、一般国民を対象とした意識啓発活動も実施している。</p>

4. 参考資料

Human Rights Commission of Malaysia (2015) *The Right to Education for Children with Learning Disabilities -Focusing on Primary Education*

Ministry of Health, Malaysia (2014) *Global Disability Plan of Action*

Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2019) *Beijing Declaration and Platform for Action Malaysia Progress Report 2014-2019*

Ministry of Women, Family and Community Development, Malaysia (2014) *Reporting to UN on Current Status of PWD towards an Inclusive Malaysian Society Post UNCRPD Ratification*

UNICEF Malaysia (2017) *Childhood Disability in Malaysia -A Study of Knowledge, Attitudes and Practices*

JICA (2012) 『マレーシア国障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズ 2）詳細計画策定調査報告書』

JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』

Lim Tee, Teng (2013) 『マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
(参照 2021-01-26)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf

(参照 2021-01-26)